



世界遺産を守るために民有林と一体的に進める外来植物駆除

関東森林管理局 小笠原諸島森林生態系保全センター

はじめに

林野庁では、国有林野内の原生的な天然林等を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護などに資することを目的とする「保護林」を設定しています。

小笠原諸島の国有林野は、狭小な海洋島に成立した森林生態系を有し、これを保護・管理していくため、平成19年に保護林の一つである森林生態系保護地域(名称「小



南島の扇池(父島)

笠原諸島森林生態系保護地域」に設定されました。その後、小笠原諸島は、固有種率が高いこと、特に陸産貝類や植物において進化の過程がわかる貴重な証拠が残されていることが世界的な価値を持つと認められ、平成23年6月29日に世界自然遺産に登録されました。

森林生態系修復の取組

小笠原諸島森林生態系保護地域の設定を機に、平成22年に関東森林管理局小笠原諸島森林生態系保全センター(以下、保全センター)が設置されました。

小笠原諸島森林生態系保護地域には、アカギ、モクマオウ、ギンネム等の外来植物が侵入しており、小笠原諸島の固有森林生態系の修復が課題となっています。そのため、保全センターでは、本来の植生への回復を目指して、外来植物駆除に取り組んでいます。外来植物の駆除にあたっては、希少な固有種等が多い区域などを優先して取組を進めているほか、植生・昆虫・陸産貝類・鳥類等の専門家や地元関係団体とともに、希少動植物への配慮や駆除方法について事前に検討を行っています。

管内概要

所在地 東京都小笠原村 父島字東町152

区域面積 10,668ha
うち森林面積 6,982ha
うち国有林面積 6,183ha

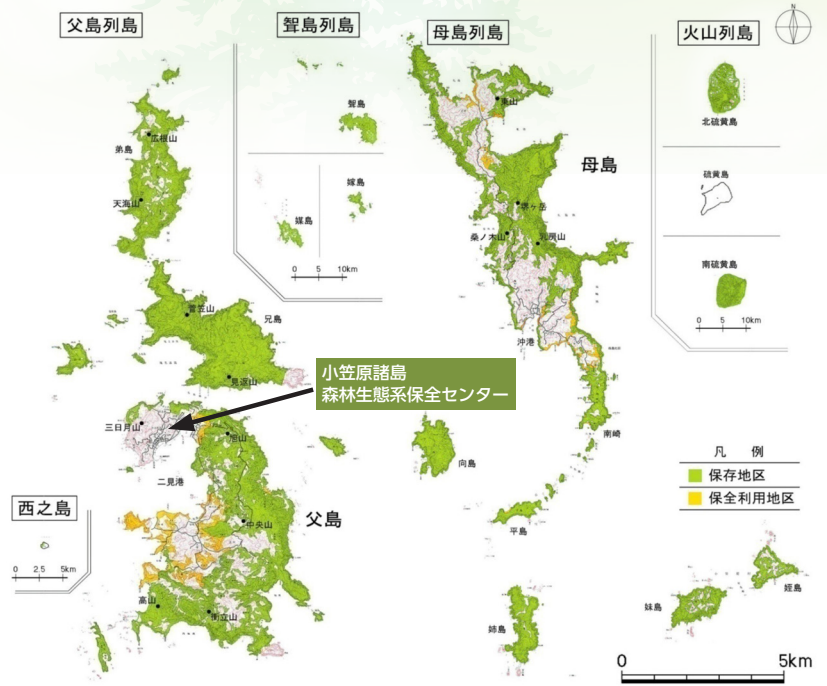
関係自治体 小笠原村

小笠原諸島は、東京から約1,000km南に位置する30余りの島々の総称です。これらの島々は、大陸と陸続きとなったことがなく、独自の生態系を持つ海洋島です。北から、聳島(むこじま)列島・父島列島・母島列島、さらに約250km南に火山(硫黄)列島があり、その他日本最東端の南鳥島、最南端の沖ノ鳥島などが含まれ、全ての島々が東京都小笠原村となっています。父島は北緯27度に位置し、沖縄本島とほぼ同じ緯度です。気候は亜熱帯海洋性気候に属し、四季を通して温暖多湿、年間平均気温は23℃、冬季でも18℃で、雪や霜を見ることはまったくありません。



◀保全センターウェブサイト

小笠原諸島森林生態系保全センター (小笠原総合事務所庁舎内)



外来植物駆除には様々な手法があり、外来植物の種類やその周辺の状況等を考慮して方法を決定しています。主な方法は、対象樹木にドリルで穴をあけて薬剤を注入する、薬剤による立ち枯らしです。このほか、樹木の幹回りの樹皮を削る巻き枯らし、抜き取り等も行っています。また、伐採による駆除では、通常の伐採に加えて、希少な陸産貝類の保護や歩道の近くでの安全などを考慮し、木に登り、枝先から伐採する特殊伐採を採用しています。希少種の生育・生息環境の急激な変化を避けるため、一度に伐採を行わず、段階的に行う必要もあります。

これまで約36万本、約1万㎡の外来植物



樹皮を削る巻き枯らし



希少種の保護や安全などを考慮して行う特殊伐採



薬剤による立ち枯らし

を駆除しており、駆除後には在来種であるモトマナヤオガサワラビロウ等を植栽しています。これにより、在来種が定着した区域では、林内が明るくなったことで別の在来種であるウラジロエノキの自然発生が確認されるなど、小笠原本来の植生が徐々に回復しつつあります。

**「公益的機能維持増進協定」
を利用した外来植物駆除**

保全センターによる外来植物駆除の取組は、小笠原諸島の約6割を占める林野庁所管国有林を対象としていますが、国有林に隣接・介在する民有林の外来植物が種子供給源となり、せっかくの駆除の効果が十分に発揮されない場合があります。

このような課題に対し、保全センターでは、国有林に隣接・介在する森林の所有者と関東森林管理局長との間で締結した「公益的機能維持増進協定」に基づき、国が一体的に外来植物駆除を行う取組を進めています。過去には、父島の夜明山地域において協定に基づく外来植物（リュウキュウマツ等）駆除を行っており、令和6年9月には母島の南崎地域において新たに協定を締結し、令和7年度からガジュマルやシマグワ等の外来植物駆除に取り組み予定です。

また、小笠原諸島には、他省庁が所管する国有林も存在しており、これらが外来植物の種子供給源になることがあります。今後、さらなる外来植物駆除の取組推進に向けて、関係省庁と調整を行うこととしていきます。



母島南崎地域の外来植物(左:ガジュマル、右:ギンネム)

「おわりに」

今後も保全センターでは、父島や母島をはじめとする小笠原諸島全体で外来植物の駆除を進め、固有種の生息・生育環境を確保すること等を通じて、小笠原の本来の森林生態系を取り戻すことができるよう、関係機関と連携の上、一体的に取り組んでまいります。

公益的機能維持増進協定制度の仕組み
(林野庁ウェブサイト)

